

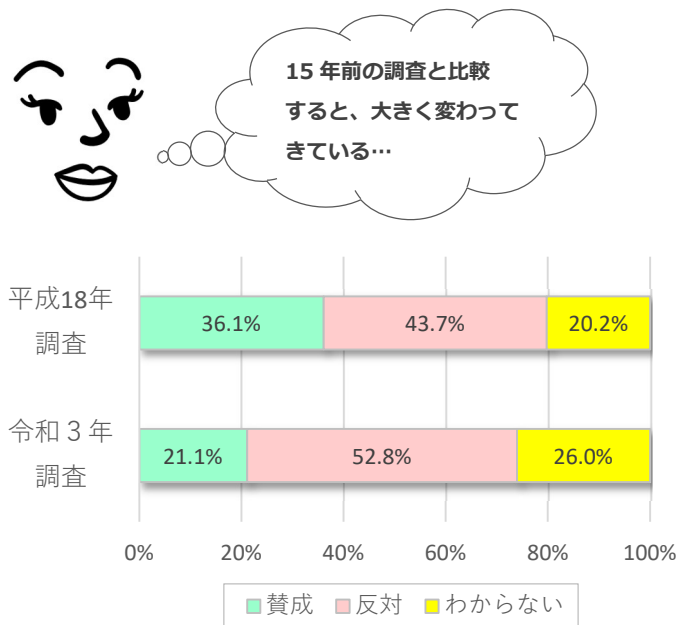
誰もが自分らしく、幸せに！

～ 志布志市ひとがともに輝くまちづくり条例 を制定しました ～

近年、私たちの暮らしの中では、様々な人々が互いの違いを認め、理解し合うことの重要性は高まりを見せており、性別にとらわれず、全ての人が幸福を感じながら生きていける社会の実現が求められています。

令和5年4月から施行されるこの条例では「全ての人が性別等を理由とした人権侵害や暴力を受けることなく、その個性と能力を十分に発揮して自分らしく、幸せに生きることができる社会」を【ひとがともに輝くまち】と表現し、市民、事業者の皆さんと協力しながら、性別にかかわらず互いの権利を尊重し、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会と多様な性を尊重する社会の実現を目指します。

男女共同参画等に関する住民意識調査（R3）から
「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について…



「7つの基本理念」 【第3条】

～ ひとがともに輝くまちづくり その根幹となる考え方です ～

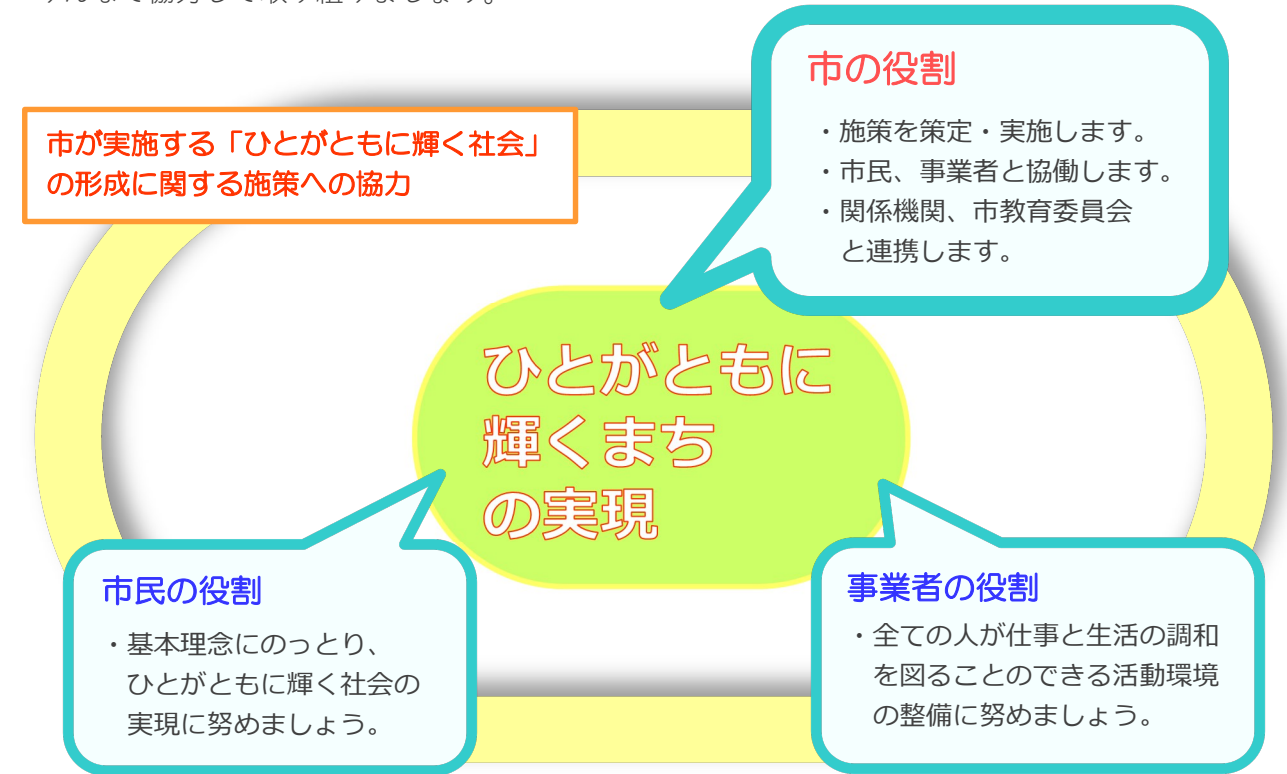
ひとがともに認め合う、
いきいきと輝くまちづくりを
。みんな。

- ① 全ての人の個人としての尊厳が重んぜられるとともに、人権が尊重されること。
- ② 全ての人が個人として能力を発揮する機会が確保され、自らの意思及び責任により多様な生き方を選択できること。
- ③ 全ての人が性的指向、性自認及び性表現による差別的取扱いを受けないこと。
- ④ 社会における制度又は慣行が、全ての人の社会活動の自由な選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されること。
- ⑤ 全ての人が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野で方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- ⑥ 全ての人が、相互の協力及び社会の支援の下に、家庭生活、職場及び地域の一員としての役割を円滑に果たし、調和の取れた生活を営むことができること。
- ⑦ 男女共同参画を推進し、及び多様な性を尊重する社会を実現するための取組は、国際的協調の下に行われること。

みんなで取り組みましょう！ 【第4条～第6条】

～ 志布志市内で活躍する皆さんに理解していただき、協力して取り組みましょう ～

【ひとがともに輝くまち】を実現するために、それぞれの活動主体が果たすべき役割を理解し、みんなで協力して取り組みましょう。



してはいけないこと・気を付けること

～ セクハラ や DV などの行為は禁止です ～ 【第7条・第8条】

男女差別はもちろん、性の在り方（性的指向や性自認など）による人権侵害もあってはならないことです。

